

子育て支援事業運営業務委託事業者選定に係るプロポーザル実施要領

- 1 件名 子育てひろば事業（こころの、るぴああきる野っ子）及び乳幼児一時預かり事業（一般型）運営業務委託（債務負担行為）

2 事業概要

- （１）あきる野市子育てひろば事業（こころの、るぴああきる野っ子）

ア 目的

本事業は、地域子育て支援拠点事業として、乳幼児及びその保護者が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みの相談、子育てに関する情報収集等ができる場を提供することにより、楽しく、安心して子育てができる環境を整えることを目的とする。

イ 事業内容

- （ア）乳幼児の遊びと育ちの場及びその保護者の交流の場の提供（親子の居場所事業）

親子が気軽に、かつ、自由に利用できる交流の場の設置や子育て親子間の交流を深める取組等を実施する。

- （イ）子育てに関する相談及び関係機関との連携（子育て相談事業）

- （ウ）子育てに不安や悩みなどを持っている親子に対する相談及び援助を実施する。

- （エ）相談内容等を記録し、相談件数等を集計する。

- （オ）関係機関との連携を図る。

- （カ）子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（子育て講習事業）

親子等を対象として、月１回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施する。

- （キ）子育て関連情報の収集及び提供（情報収集・提供事業）

親子が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報を提供する。また、利用者に広く周知するため、パンフレット、チラシなどを作成して周知を図るとともに、市のホームページ等を活用して周知を行う。

- （ク）地域支援

地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための取組を実施する。

- （ケ）その他地域の子育て支援力を向上させる取組を実施する。

ウ 履行期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

- （２）あきる野市乳幼児一時預かり事業（一般型）

ア 目的

在宅において乳幼児を保育する保護者の育児の疲れや育児への不安等を早期に解消し、心身のリフレッシュを図ることで、家庭において新たな気持ちで育児に取り組むことができるよう、保護者に代わって当該乳幼児の一時的な預かりをすることにより、児童福祉の増進を図ることを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 保護者の疾病、リフレッシュ時等に、乳幼児の一時的な預かり保育を実施する。

(イ) 対象者は、市内に居住している生後6か月から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児（保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児とする。）。

※ 利用日の前々日までに定員を満たさず、出産、介護、看護によりあきる野市に一時的に里帰りする場合には、住所地市町村の保育所等に在籍している乳幼児も対象とする。

※ 医療的ケア児の受入れも行うものとする。

(ウ) 利用は、原則として午前10時から午後4時までの間の希望する時間1単位2時間ごとに1日6時間を上限とする。

ウ 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 提案限度額（予算）

提案限度額は、256,725千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

【内訳】

子育てひろばこころの業務委託料	123,650千円
子育てひろばるぴああきる野っ子業務委託料	59,305千円
乳幼児一時預かり事業（一般型）業務委託料	73,770千円

なお、参考見積書（価格提案書）の金額が提示している額を超過した場合は失格とする。

4 プロポーザルの目的

本プロポーザルは、受託候補者を特定するに当たり、価格のみの競争ではなく、事業者の実績、経験、技術力、企画力等が受託候補者としての適格性を有しているかを確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者が提出する提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けた事業者を受託候補者として特定する。

ただし、参加がない場合又は参加事業者の中に適格者がいないときは、受託候補者を特定しない場合がある。

5 実施形式（プロポーザルの方法及び理由）

(1) 選定方法 公募型プロポーザル方式

(2) 理由

本事業は、その機能を効果的に発揮できるよう、実施事業者には子育てを支援する資質、能力及び地域の子育て支援関係者との連携、地域に必要な人材の育成など、地域力を創出できる資質及び能力が求められる。

このため、実施事業者の選定は、提案（申請）の資格を満たす者を広く公募し、応募者の提出する事業計画書の審査及びプレゼンテーションを通じて、提案内容を評価する。

6 参加資格

参加資格は、次の全ての要件を満たしている者とする。

また、次のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスを利用して入札参加資格審査申請を行い、あきる野市における入札参加資格の登録がされていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始申立てがなされている者でないこと。
- (4) 令和7年10月3日（金）から12月22日（月）までの間において、あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準による指名停止措置又はあきる野市契約における暴力団等排除措置要綱（平成22年あきる野市通達第37号）による入札参加資格停止措置を受けていないこと。

7 事業の支援内容等に係る基本的事項

事業の支援内容等は、次の事項のほか、別添の仕様書の定めによる。なお、仕様書はあくまで現時点の案であり、実際の支援内容と異なる場合がある。

(1) あきる野市子育てひろば事業（こころの）

ア 運営期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

イ 実施日 月曜日から土曜日まで（週6日間実施）

ただし、あきる野ルピアの休業日である第2水曜日は休業するため、第2週目については5日間の実施とする。

ウ 実施時間 午前10時から午後4時まで

エ 休業日 第2水曜日、日曜日、休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

オ 職員及び配置職員

配置する職員数は、6人以上とする。このうち1人を施設長とし、施設長はこの契約の履行に関して、業務従事者を指揮監督するものとする。ただし、当日の利用状況によって安全面の確保ができる場合には、国の地域子育て支援拠点事業実施要綱（令和6年3月30日付けこ成環第113号こども家庭庁成育局長通知）に定める「2名以上配置すること」とする基準を満たした上で、一時預かり事業への職員の流動も可能とする。

カ 利用者からの費用の徴収

費用は無料とし、利用者から費用は徴収できない。ただし、催事、講習等の実施に係る実費（材料費等の経費）で特定の個人の利用に係る経費は、利用者から徴収することができる。

(2) あきる野市子育てひろば事業（るびああきる野っ子）

ア 運営期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

イ 実施日 月曜日から土曜日まで（週6日間実施）

ただし、あきる野ルピアの休業日である第2水曜日は休業するため、第2週目については5日間の実施とする。

ウ 実施時間 午前10時から午後3時まで

エ 休業日 第2水曜日、日曜日、休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

オ 職員及び配置職員

配置する職員数は、2人以上とする。施設長はこの契約の履行に関して、業務従事者を指揮監督するものとする。

カ 利用者からの費用の徴収

費用は無料とし、利用者から費用は徴収できない。ただし、催事、講習等の実施に係る実費（材料費等の経費）で特定の個人の利用に係る経費は、利用者から徴収することができる。

（3）あきる野市乳幼児一時預かり事業（一般型）

ア 運営期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

イ 実施日 月曜日から土曜日まで（週6日間実施）

ただし、あきる野ルピアの休業日である第2水曜日は休業するため、第2週目については5日間の実施とする。

ウ 実施時間 午前10時から午後4時まで

エ 休業日 第2水曜日、日曜日、休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

※医療的ケア児の受入れについては土曜日は実施しない。

オ 職員及び配置職員

配置する職員数は、3人以上とする。ただし、当日の利用状況によって、安全面の確保ができる場合には、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定める「2人を下ることはできない」とする基準を満たした上で、子育てひろば事業への職員の流動も可能とする。なお、医療的ケア児の受け入れの際に行う医療的ケアは原則として看護師（研修等を受講した保育士が医療的ケアを行う場合も看護師の指導の下で行う）が行うこととなるため、受入れ及びそれに伴う調整の際には看護師の職員配置を要する。

カ 利用者からの費用の徴収

受入れは1単位2時間とし、利用者からの費用を徴収することとする。

（4）実施施設

ア 子育てひろば事業（こころの）（別紙1の図面のとおり）

所在地 あきる野市秋川一丁目8番地

構造等 鉄筋コンクリート造（4階建）2階部分の一部

床面積 子育てひろばスペース 235.31平方メートル

イ 子育てひろば事業（るぴああきる野っ子）（別紙2の図面のとおり）

所在地 あきる野市秋川一丁目8番地

構造等 鉄筋コンクリート造（4階建）1階部分の一部

床面積 74.40平方メートル

ウ 乳幼児一時預かり事業（一般型）（別紙1の図面のとおり）

所在地 あきる野市秋川一丁目8番地

構造等 鉄筋コンクリート造（4階建）2階部分の一部

床面積 一時預かりスペース 57.14平方メートル

（5）市が支払う経費

実施施設（あきる野ルピア1階、2階の一部分）の賃借料、共益費及び光熱水費、修繕費並びに備品購入費

（6）個人情報の保護等

事業を通じて、多くの利用者の個人情報を取り扱うことになることから、実施事業者は、委託契約で定める個人情報保護に関する措置を遵守すること。また、個人情報を取り扱う職員（従事者）に対して研修を行うものとする。

8 申込方法等

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、参加申込書（様式第1号）等の書類を次のとおり提出すること。

（1）提出期限 令和7年10月24日（金）午後5時まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（2）提出場所 あきる野市こども家庭部こども家庭センター

子育て支援事業係

（〒197-0804 あきる野市秋川1-8 あきる野ルピア2階）

（3）提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は必着）

（4）提出書類

ア 参加申込書

イ 法人は履歴事項全部証明書、商号登記している個人は履歴事項全部証明書（写し可）

ウ 法人等概要書、パンフレット等

エ 直近の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）

9 資格審査

参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格の結果について、令和7年10月29日（水）までに参加資格審査結果通知書（様式第2号）を参加希望者に発送するものとする。

10 辞退届

参加申込書（様式第1号）を提出後に参加を辞退する場合には、持参又は郵送のいずれかで、プロポーザル参加辞退届（様式第3号）を速やかに提出すること。

11 質問票の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問については、質問票（様式第4号）に記載し、次のとおり提出する。なお、質問に対する回答は、参加者全員に対して、令和7年11月17日

(月) までに電子メール又は F A Xで行うものとする。

(1) 受付期限 令和 7 年 1 1 月 7 日 (金) 午後 5 時まで

(2) 提出場所 あきる野市こども家庭部こども家庭センター
子育て支援事業係

(3) 提出方法 電子メール又は F A X

12 提出書類の作成及び提出

(1) 企画提案書 (様式第 5 号-1) 8 部

(2) 価格提案書 (様式第 5 号-2) 1 部

(3) 提出書類作成に当たっての注意事項

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合又は談合その他不正行為があった場合は、失格とする。

イ 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の契約希望金額 (消費税及び地方消費税を含む。) とする。

ウ 価格提案書には、経費内訳書を添付すること。

(4) 提出期限等

ア 提出期限 令和 7 年 1 2 月 1 2 日 (金) 午後 5 時まで

イ 提出場所 あきる野市こども家庭部こども家庭センター
子育て支援事業係

ウ 提出方法 持参又は郵送 (郵送の場合は必着)

13 審査 (プレゼンテーション・ヒアリング) の実施

次のとおり、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(1) 開催日 令和 7 年 1 2 月 2 2 日 (月)

(2) 場 所 あきる野市役所庁舎内を予定

(3) 所要時間 1 事業者につき 3 0 分程度

(4) 内容

企画提案書の説明 (2 0 分以内) をした後、質疑応答 (1 0 分程度) を行う。

(5) 説明者

原則として、本業務の担当予定者が説明及び回答を行うものとし、会場に入室できるのは、3 人以内とする。

(6) 使用機器

プロジェクター (EPSON EB-FH52) 及びスクリーンはあきる野市で用意するが、パソコン等の機器は参加者が持参すること。

※ HDMI 端子を使用してパソコンを接続する場合は、HDMI ケーブルを持参すること。

(7) 集合時間等

集合時間等は、参加者ごとに追って通知する。

14 審査方法

本プロポーザルのために組織された審査委員会において、プロポーザル参加者の提出書類を評価・採点し、最高得点を得た事業者を受託候補者に特定する。

次の審査基準（審査項目及び配点）に基づき審査する。

(1) 企画提案書の配点 90点

評価項目及び配点

評 価 項 目	配 点
1 基本的事項	
(1) 子育て支援に対する理念、取組状況	10点
(2) 子育てひろば及び一時預かり事業の運営理念	10点
(3) 経営方針並びに職員の採用、配置及び育成に対する考え	10点
2 事業計画	
(1) 親子の居場所について	20点
(2) 子育て相談について	10点
(3) 子育てに関する情報の収集及び提供について	10点
(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施について	10点
3 管理運営	
事業内容の質の確保・向上に関する考え方について	10点

(2) 価格提案額の配点 10点

提案額が提案限度額を超過している場合は、失格とする。

(3) その他

ア 最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、くじにより順位を決定する。

イ 出席した審査委員の評価点を合計した点数を、出席した審査委員の数で割った点数が60点に満たない参加者は、受託候補者として特定しない。

ウ 提出書類が所定の形式に適合していない場合、期限までに提出されなかった場合及び提出書類に虚偽の記載をした場合は、評価点を0点とする。

15 日程

本プロポーザルは、次の日程で行うものとする。

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| (1) 公示（案件公表） | 令和7年10月 3日（金） |
| (2) 資料配布 | 令和7年10月 3日（金） |
| (3) 参加申込書の提出期限 | 令和7年10月24日（金）午後5時まで |
| (4) 資格審査結果通知 | 令和7年10月29日（水） |
| (5) 質問の受付期限 | 令和7年11月 7日（金）午後5時まで |
| (6) 質問に対する回答予定日 | 令和7年11月17日（月） |
| (7) 企画提案書等の提出期限 | 令和7年12月12日（金）午後5時まで |
| (8) 審査（プレゼンテーション等）の実施 | 令和7年12月22日（月） |
| (9) 審査結果の通知（発送） | 令和8年1月上旬（予定） |
| (10) 審査結果の公表 | 令和8年2月（予定） |

※ 受託候補者として特定した者との契約締結後

16 審査結果の通知及び公表

プロポーザル参加者全員に対し、審査委員会において審査した結果をプロポーザル審査結果通知書（様式第6号）により通知する。

審査結果については、受託候補者として特定した者の名称及び点数並びに参加した事業者の点数（事業者名は非公開）をあきる野市ホームページで公表する。なお、審査委員会における審議の内容は、非公表とする。

17 契約の締結

受託候補者の特定後、速やかに随意契約の手続きを行い、契約を締結する。仕様書の内容については提案された内容が基本となるが、市との協議により内容を一部変更した上で、契約を締結することがある。

なお、契約に当たっては、改めて見積書を市の契約担当部署に提出するものとする。

18 その他留意事項

- （１）プロポーザルに参加する全ての費用は、プロポーザル参加者側の負担とする。
- （２）提出期限以降における提出書類（企画提案書等）の修正及び変更は認めないものとする。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、あきる野市が承諾したときは、この限りでない。
- （３）提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準に基づき、指名停止措置を行うものとする。
- （４）提出書類の返却は行わないものとする。
- （５）提出された企画提案書等は、あきる野市情報公開条例（平成9年あきる野市条例第17号）に基づき、情報公開請求の対象となる。ただし、受託候補者の特定に影響が出るおそれがある情報については、受託候補者として特定した者との契約締結後の公開とする。

19 本プロポーザルに係る問合せ先

あきる野市役所　こども家庭部　こども家庭センター
子育て支援事業係

所在地：〒197-0804　あきる野市秋川1-8あきる野ルピア2階

電話番号：042-550-3361

FAX番号：042-550-3365

メールアドレス：kosodate-jigyo@city.akiruno.lg.jp



